

大阪広域環境施設組合公共工事
総合評価落札方式技術審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）公共工事総合評価落札方式実施要領に基づき、本組合公共工事総合評価落札方式技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 審査委員会は、本組合が所掌する公共工事の発注において、総合評価落札方式による落札者決定に関する事務を中立かつ公正に行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 審査委員会は、次に掲げる各号について技術的な審査を行うものとする。

- (1) 総合評価落札方式の適用に関すること
- (2) 落札者決定基準の決定に関すること
- (3) 落札者の決定に関すること
- (4) 学識経験者の意見を聴取する委員構成と委員選定理由
- (5) その他必要な事項

2 委員長は、審査結果を契約担当に通知するものとする。

(組織)

第4条 審査委員会は、本組合職員による委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は施設部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

4 委員長に事故があるとき又は出席できないときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、主管課長は除くこととする。

- (1) 総務部長
- (2) 経理課長
- (3) 施設管理課長
- (4) 建設企画課長
- (5) 舞洲工場長

(審査委員会の開催)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員長を含む委員の過半数以上の出席をもって成立とする。
- 3 やむを得ず委員が出席できない場合は、その委員が推薦する課長級又は課長代理級を出席させることができる。
- 4 審査委員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 5 緊急やむを得ない事情があり審査委員会を開催できない場合は、委員長は、各委員に議事を回付し可否を伺うことで議決に替えることができる。
- 6 委員長は、第3条第1項第2号および第3号に定める事項を審議するときは、学識経験者の意見を聴くものとする。ただし、同条同項第3号において、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、学識経験者が改めて意見を聴く必要があるとの意見があった場合とする。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、主管課に置く。ただし、これにより難い場合は別途定めるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定めることができる。

附則

この要綱は平成 28 年 10 月 31 日から施行する。

附則

この要綱は令和 元 年 10 月 1 日から施行する。